

大阪府立中央聴覚支援学校 高等部 クラブ活動に係る活動方針

2026年4月実施

1. クラブ活動の目的

学校経営方針に基づいて教育課程との関連を図り、スポーツ・文化・科学等の活動に興味と関心をもつ生徒がクラブ顧問（指導者）の指導のもと、自主的・自発的に活動を行う。また、その活動を通じて豊かな教養と幅広い人間性を育み、他者を慈しむ心をもった人材の育成を図る。

2. 運営について

- (1) 年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- (2) クラブ活動顧問は複数で担当し、生徒の安全確保に努めるとともに各顧問についても長時間勤務など過度の負担が生じないようにする。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 休養日は、週当たり2日以上を設ける。そのうち平日に少なくとも1日、土曜日及び日曜日に少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるように工夫するとともに、クラブ活動以外にも多様な活動が行うことができるよう、ある程度長期休養期間を設ける。
- (4) 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

4. 指導について

- (1) クラブ活動の指導にあたって、生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 特別練習（早朝、休日、対外試合等）を実施する場合、クラブ活動顧問の指導のもと家庭への連絡をとり行う。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」に則り、暑さ指数WBGT 31℃以上では、運動は原則中止する。